

## 「日本口腔衛生学会の利益相反（COI）指針」細則

日本口腔衛生学会（以下、本会と略す）は、「一般社団法人日本口腔衛生学会利益相反に関する規定」および「日本口腔衛生学会の利益相反（COI）指針」に則り、「日本口腔衛生学会の利益相反（COI）指針」細則を以下の通りに定める。

### 1. 利益相反の自己申告と開示について

- (1) 本会、ならびに本会に関連する学会や研究会等が主催する学術大会、講演会等で発表する者（共同発表者、非会員を含む）は、利益相反に関する規定、COI 指針および本細則をもとに、その発表内容に関わる利益相反状態として開示すべき事項がある場合には、演題登録から遡って過去 1 年における利益相反状態を / 利益相反状態について演題登録から過去 1 年を遡り COI 自己申告書（様式 1）により自己申告し、発表代表者がとりまとめて提出しなければならない。また、該当する利益相反状態については、発表スライドあるいはポスター等に表示する。
- (2) 日本口腔衛生学会雑誌、その他、本会が発行する印刷物等に誌上発表する者（共同発表者、非会員を含む）は、利益相反に関する規定、COI 指針および本細則をもとに、その発表内容に関わる利益相反状態として開示すべき事項がある場合には、原稿提出時から過去 1 年における利益相反に関する状態を / 利益相反状態について原稿提出時から過去 1 年を遡り COI 自己申告書（様式 1）により自己申告し、発表代表者がとりまとめて提出しなければならない。また、該当する利益相反状態については、日本口腔衛生学会雑誌の投稿規定に従って記載する。
- (3) 本会の役員（理事長、副理事長、監事）、学術大会、研修会、市民公開講座、講演会などの責任者、各種委員会（ワーキンググループを含む）のすべての委員長および委員、その他これらに準じる者は、利益相反に関する規定、COI 指針ならびに本細則に従い、過去 1 年間における自らの利益相反状態を COI 自己申告書（様式 2）により自己申告しなければならない。

### 2. 利益相反自己申告の基準について

- (1) 発表する研究成果または本会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職、社員などへの就任に伴う報酬については、1 つの企業・組織や団体からの報酬額が年間 100

万円以上とする。

- (2) 株の保有については、1つの企業についての1年間の株式・証券による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- (3) 企業・法人組織、団体からの特許権などの使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- (4) 企業・法人組織、団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・組織や団体からの年間の講演料、謝礼金などが合計50万円以上とする。
- (5) 企業・法人組織、団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- (6) 企業・法人組織、団体が提供する研究費については、1つの企業・組織や団体から支払われた総額が合計100万円以上とする。
- (7) 企業・法人組織、団体が提供する奨学（寄付）金については、1つの企業・組織や団体から支払われた総額が合計100万円以上とする。
- (8) 企業・法人組織、団体がスポンサーとなる寄付講座に申告者らが所属あるいは兼任している場合
- (9) 上記以外の旅費や贈答品などの受領については、1つの企業・組織、団体から受けた総額が年間10万円以上とする。

### 3. 自己申告書の提出先と取り扱い

COI自己申告書の提出先は本会事務局とし、その扱いは「一般社団法人日本口腔衛生学会利益相反に関する規定」および「日本口腔衛生学会の利益相反（COI）指針」に従うものとする。

### 3. 細則の改正

本細則の見直しの必要が生じた場合、利益相反委員会の答申に基づく理事会の議をもって改正することができる。

### 附則

1. 本細則は令和2年4月24日から施行する。
2. 本細則は令和4年5月13日から施行する。